

訪問看護重要事項説明書

(医療保険 ・ 介護保険)

利用者 _____ **様**

一般社団法人 みんなで幸せになる会
訪問看護ステーション いちご

1 事業主体

事業主体(法人名)	一般社団法人 みんなで幸せになる会
法人格の種類	一般社団法人
代表者名	川崎 常博
法人所在地	佐賀市諸富町大字為重26-1

2 事業の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション いちご
事業所の管理者	宮崎 香織
開設年月日	令和7年9月1日
事業所番号	訪問看護(4160190627) (介護予防訪問看護)
所在地	佐賀市川副町大字早津江74
連絡先	080-4626-2395

3 事業の目的と運営方針

事業の目的

一般社団法人みんなで幸せになる会が開設する訪問看護ステーションいちご(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた者に対し、適正な訪問看護の提供を目的とします。

運営の方針

1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように努めます。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう努めます。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名(兼務)	0名
看護師	2名(兼務)	3名
事務職	0名	0名

5 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～日曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9時～17時
緊急時	電話などによる24時間対応

6 営業地域

佐賀市(久保泉町、金立町、富士町、三瀬町、大和町を除く)
神崎市(背振町を除く)、吉野ヶ里町(旧東脊振村を除く)、大川市

7 サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師が定期的に訪問し、必要な処置・看護ケアを行い在宅療養の援助を行います。

- ① 療養上のお世話
入浴介助、清拭、洗髪、食事や排せつの介助と指導
- ② 病状の観察
病状や障害の状態、血圧・体温・脈拍などの測定、アセスメント
- ③ ターミナルケア
ガン末期や終末期の方が自宅で過ごせるような生活のお手伝い
- ④ 床ずれの予防・処置
床ずれ防止の工夫と処置 家族指導
- ⑤ 認知症のケア
対応方法・事故防止など、認知症介護の相談・工夫の指導
- ⑥ 医療機器の管理
在宅酸素、人工呼吸器などの管理
- ⑦ 医師の指示による医療処置
かかりつけ医の指示に基づく医療処置
- ⑧ ご家族への介護支援・相談
介護に関する相談、介護方法の指導

8 利用料金

訪問看護は介護保険または健康保険の利用ができます。

(1) 介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表 (訪問1回につき算定)

所要時間		訪問看護	介護予防訪問看護
20 分未満	看護師	314単位	303単位
30分未満	看護師	471単位	451単位
30分以上60分未満	看護師	823単位	794単位
60分以上90分未満	看護師	1128単位	1090単位

・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 25%加算

・深夜(午後10時～午前6時まで)の場合 50%加算

加算項目	内容	金額
複数名訪問加算(30分未満)	同時に複数の看護師等が訪問看護を行なった場合に算定	254単位
複数名訪問加算(30分以上)		402単位
複数名訪問加算(2)(30分未満)	同時に複数の看護補助者が訪問看護を行なった場合に算定	201単位
複数名訪問加算(2)(30分以上)		317単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行なった場合に算定	600単位

(月1回算定)

加算項目	内容	金額
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	24時間対応体制かつ看護業務の負担軽減に資する体制を行っている場合に算定	600単位
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500単位
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	250単位
看護体制強化加算(Ⅱ)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	200単位

（その他：保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担になります）

加算項目	内容	金額
ターミナルケア加算(死亡月)	ターミナルケア実施時に算定	2500単位
専門管理加算	専門性の高い看護師が計画的な訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250単位
初回加算(Ⅰ) (新規利用者 1回)	新規に訪問看護計画を作成し、退院した日に訪問看護を提供した場合に算定	350単位
初回加算(Ⅱ) (新規利用者 1回)	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	300単位
退院時共同指導加算 (1回、特別管理2回)	入院中若しくは入所中のものに対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	600単位
訪問看護口腔連携強化加算	口腔衛生状態及び口腔機能を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門委員へ情報提供を行った場合	50単位
交通費	営業地区内	なし
エンゼルケア	亡くなられた方への最後のケア	20,000 円
衛生材料費	利用・購入された衛生材料分	実費徴収
延長料金	90分を超える訪問看護料	30分 1,000 円

(2) 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

項目	内容	負担割合
後期高齢者医療制度(75歳以上)	一般	1割
	一定以上の所得の方	2割または3割
高齢受給者(70～74歳)	一般	1割または2割
	一定以上の所得の方	3割
社会保険・国民健康保険(就学後～69歳)	自己負担金	3割
就学前の乳幼児	自己負担金	2割

① 訪問看護基本療養費

サービス内容	内容	金額
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師・リハビリによる訪問	週3回まで 5,550 円 週4回以降 6,550 円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一建物居住者へ同一日の訪問(同日 3 人以上)	週3回まで 2,780 円 週4回以降 3,280 円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	一時外泊中で訪問看護が必要と認められた場合(1回又は2回に限る)	8,500 円

② 精神科訪問看護基本療養費

サービス内容	内容・金額			
	週 3 回まで 30 分以上	週 3 回まで 30 分未満	週 4 回以降 30 分以上	週 4 回以降 30 分未満
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づいた訪問			
	5,550 円	4,250 円	6,550 円	5,100 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	同一建物住居者へ同一日の訪問(同日 3 人以上)			
	2,780 円	2,130 円	3,280 円	2,550 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	一時外泊中で訪問看護が必要と認められた場合(1回又は2回に限る)			8,500 円

③ 加算項目(内容は介護保険参照)

サービス内容	内容・金額
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問 4,500 円 1日3回以上訪問 8,000 円
緊急訪問看護加算	月14日まで 2,650 円/日 月15日以降 2,000 円/日
長時間訪問看護加算	5,200 円(90分以上、週1回又は週3回)
乳幼児加算(6 歳未満)	厚生労働大臣が定める者 1,800 円 そのほか 1,300 円
複数名訪問看護加算	看護師等 4,500 円(週1回) 看護補助者 3,000 円
夜間・早朝・深夜訪問看護加算	午後6時～午後10時・午前6時～午前8時 2,100 円 午後 10 時～翌朝午前 6 時 4,200 円

訪問看護管理療養費	月 1 日目 7,670 円 月 2 日目以降 (Ⅰ)3,000 円 (Ⅱ)2,500 円
機能強化型訪問看護管理療養費	1:13,230 円 2:10,030 円 3:8,700 円
24 時間対応体制加算	6,800 円/月
特別管理加算(Ⅰ)	5,000 円/月
特別管理加算(Ⅱ)	2,500 円/月
退院時共同指導加算	8,000 円/月(月1回又は2回まで)
特別管理指導加算	2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円(長時間: 8,400 円)
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円(月 2 回まで)
訪問看護情報提供療養費	1,500 円(月 1 回)
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780 円/月

※合計金額に 10 円未満の端数が生じたときは四捨五入する

※訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週 3 日までとなります。

④ その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

項目	内容	金額
長時間利用料	2 時間を超えて訪問看護を提供する場合	30 分ごとに 500 円
交通費	営業地区内	なし
	営業地区外	別途請求
エンゼルケア	亡くなられた方への最後のケア	20,000 円

(3) その他

- ・サービス提供のために使用する、水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ・訪問時に駐車場が確保できない場合、近隣のコインパーキングでかかる駐車費用は別途請求いたします。

(4) キャンセル料

・サービス利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。

利用前日までのキャンセル	無料
利用当日のキャンセル	1,000 円
連絡なし(訪問時不在)	2,000 円

(5) 利用料金のお支払い

利用料金は1か月ごとに計算し、請求書を発行します。

指定の口座にお振込みをお願いします。

9 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名 _____ 続柄 _____
 連絡先(昼) _____
 連絡先(夜) _____

主治医 医療機関名 _____ 医師名 _____
 電話番号 _____

居宅支援事業所 事業所名 _____ 担当者 _____
 電話番号 _____

10 事故発生時の対応

- ① 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の処置を講じ、速やかに利用者様がお住いの市町村、ご家族、居宅支援事業所等へ連絡いたします。
- ② 利用者様に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ① 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ② 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

12 秘密保持について

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた利用者様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13 サービスに対する相談・苦情

- (1) 当事業所の利用者様相談・苦情窓口
受付担当者 管理者 宮崎 香織
電話
受付時間 午前9時～17時
- (2) 当事業所以外に、佐賀中部広域連合の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。
佐賀中部広域連合給付課 電話 0952-40-1131
佐賀県国保連合会 電話 0952-26-1477
佐賀市保健福祉部・高齢福祉課 電話 0952-40-7253